



東北大学
公正な研究活動

研究公正アドバイザーハンドブック

(第2版)



令和3年8月31日

公正な研究活動推進室

目次

はじめに.....	1
1. 研究公正アドバイザーの役割.....	1
1.1 東北大学の研究倫理教育の特色.....	1
1.2 研究公正アドバイザーの4つの役割.....	1
2. 主導する.....	2
2.1 予防助言.....	3
3. 教育する.....	4
3.1 教育助言.....	5
4. 相談を受ける.....	5
4.1 相談にあたっての基本的な8つの心構え.....	6
4.2 相談の流れ.....	7
4.2.1 (相談前) 受付・準備.....	8
4.2.2 (相談) 信頼構築.....	9
4.2.3 (相談) 背景理解.....	10
4.2.4 (相談) 事案把握.....	10
4.2.5 (相談) 助言.....	11
4.2.6 (相談後) サポート.....	12
参考：東北大学の相談体制の概要・相談室一覧.....	13
相談窓口一覧.....	15
推薦図書・情報.....	16
面談時チェックシート.....	17

研究公正アドバイザーハンドブック

はじめに

このハンドブックは、研究公正アドバイザー（以下、アドバイザーと記す）が、研究公正に関する各種相談に対応する際の参考として、公正な研究活動推進室が作成したものです¹。

アドバイザーとは、「東北大学における公正な研究推進のための若手研究者支援実施指針」〔1〕によって本学で設けた制度であり、「本学における構成員（教職員及び学生）が、人類社会に貢献する責任ある教育・研究活動を誠実に行うと共に、若手研究者が公正で自立した研究活動を遂行できるような支援助言体制」を担う役割を持っています。

アドバイザーには、学生を含む若手研究者への支援や助言に加え、ハラスメントの問題など、より広い公正な研究活動を先導することが期待されています。公正な研究活動推進室では、関連する部署や教職員との連携・協力を促進するため、定期的に経験交流の機会を持ち、アドバイザー活動を支援していきます。

このハンドブックでは、アドバイザーの役割と、その活動の進め方について、説明します。

1. 研究公正アドバイザーの役割

1.1 東北大学の研究倫理教育の特色

東北大学では、研究倫理に関するキャリア・ステージ別学習参照基準〔2〕を設けています。学部1・2年生（レベル1）からアドバイザー（レベル6）まで6ステージあり、各ステージの学習課題が明確化されています（p.4 参照）。

同基準では、アドバイザーの役割は、「他の研究者に対し助言を与え、責任ある研究活動を先導的に推進」となっており、「専門分野における倫理を理解し、様々な事例を把握し、他者に助言を与えることができる」が達成すべき課題としてあげられています。アドバイザーには、自分の研究室だけでなく、所属する部局や全学の責任ある研究を先導することが期待されており、本学の公正な研究活動推進の体制のカギを握る存在です。

1.2 研究公正アドバイザーの4つの役割

具体的なアドバイザーの役割として「東北大学における公正な研究推進のための若手研究者支援実施指針」〔1〕では、次の4つを定めています。

¹ 本資料の作成にあたり、本学の「ハラスメント相談に対応するにあたって：部局ハラスメント相談窓口での対応における留意点」を参考にした。

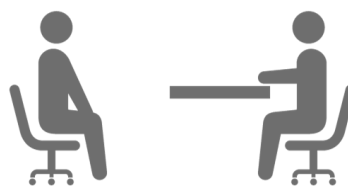
- 役割1. 各部局で組織的な研究倫理教育・責任ある研究活動の推進を主導する
- 役割2. 若手研究者を中心とした他の研究者に対して、科学者の役割や行動規範、社会的責任、研究の作法などについての「科学者教育」を行う
- 役割3. 各種ハラスメントを含む研究生活上の事項について相談を受け助言および適切な対応を行う
- 役割4. 直属の上司、研究室主宰者や指導教員に相談しがたい教育・研究上の事項について相談を受け助言および適切な対応を行う



役割1：主導・先導



役割2：教育



役割3・4：相談・助言・対応

アドバイザーの役割は、研究倫理や責任ある研究に関する専門的な見識に立って、部局の活動を主導的に推進することです。そのため、例えば、公正な研究活動を促すための研究環境の整備や教育活動について、部局責任者に対して助言したり、研究生活に関する問題に悩んでいる学生や教職員からの相談を受けたりします。このように想定される相談内容は様々ですが、いずれにせよ、相談者の置かれた状況を整理し、研究公正に関する一般的なルールや過去の事例、東北大学の制度などの情報提供をしながら、相談者が適切に判断するための助言および適切な対応が期待されます。

アドバイザーが相談を受ける場合には、不正行為というマイナスの行為への対応や予防にとどまらず、より良い研究、責任ある研究を目指すような、プラスの行為を促進するという役割が期待されます。

2. 主導する

この10年ほどの間、研究倫理の問題に政府や大学は積極的に取り組んでいます。しかし、研究倫理やその教育に関する実践はまだ十分とは言えず、かなり規模の大きい大学でも、講師として研究倫理教育を行える教員は少ないのが現状です。そのため、責任ある研究について、専門分野の動向もふまえた幅広い見識と知識を持つリーダーが必要となっています。そこで東北大学では、こうしたリーダーの役割を期待して、アドバイザー制度を設けています。なお、部局責任者や研究不正告発窓口との違いは、(p.13)を参照ください。

アドバイザーは、以下の教育・研修を受けて活動します。

○レベル5までの学習をふまえた上で、東北大学内外で開催される研究倫理の具体的な事例に関するワークショップ等に3年に1度以上参加する。

○3年に1度以上、研究倫理審査など研究倫理に関する実務や具体的ケースの処理を経験する。若しくはこれに代えてケース・スタディを扱うワークショップへ参加する。(「研究倫理に関するキャリア・ステージ別学習参照基準」[2])

そのほか、公正な研究活動推進室や学内外のセミナー・シンポジウムへの参加などにより知見を深め、部局の公正な研究活動を主導することをお願いします
((p.16) や 東北大学公正な研究活動のホームページ [3] をご活用ください)。

2.1 予防助言

「主導する」という役割では、公正な研究環境づくりなど、予防を目的とした助言(予防助言)が、その中心となるでしょう。具体的には、以下のような相談が考えられます。

- 部局責任者から研究環境や制度等についての助言を求められる
- 新任教員から東北大学で研究活動及び研究室運営をする上での助言を求められる
- 学際的な研究や前例のない研究を新しく始める教員から助言を求められる

予防助言は、研究を実施する上で必要となる配慮に、重大な漏れがないようにするためのものです。例えば、学問分野を超えて研究を進める際に、自分たちの研究分野では問題にならないことが、他の研究分野では問題になることがあります。また前例のない研究では、現行のルールから逸脱しなければ良いという考え方だけでは、思わぬ問題を引き起こしかねません。アドバイザーは、相談者とは異なった視点から、問題を未然に防ぐための助言を行います。

一般的な研究倫理の原則(科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－)
[4] を相談者と確認するとともに、過去の事例を紹介し、自分の考えであると断りを入れた上で意見を伝えます。その際、相談者の研究倫理に関する価値観を多様なアプローチで育成し、相談者自ら考えて、判断を行うように導いていくことが求められます。

(高度教養教育・学生支援機構「PDブックレット vol.10」[5])

(「東北大学 研究活動における不正行為への対応」[6])

3. 教育する

この役割において最も期待されることは、講師として各部局における研究倫理教育を行うことです。その内容としては、研究不正を行わないための教育だけでなく、科学技術と社会の役割を視野に入れた「科学と科学者のあるべき姿」を伝えることも考えていくべきでしょう。

東北大学では、学士課程前期学生からアドバイザーまで6段階に分けて、それぞれ学習課題に対応した正課教育内での授業や正課教育外のセミナー等の受講を義務付けています。(研究倫理に関するキャリア・ステージ別学習参照基準) [2]

【レベル1】

学士課程前期学生「大学での学習への適応と実践」

- ①大学及び学問の果たす価値・社会的役割と、誤った研究のもたらす弊害を理解する
- ②他者の意見と自分の意見の区別など、大学での学習の基本的作法を理解し、実践する
- ③捏造・偽造・剽窃・カンニングなど研究と学習に関する不正行為の問題を理解し、誠実な学習を実践する

【レベル2】

学士課程後期・大学院前期課程学生「指導のもとで責任ある研究の実践」

- ①社会における価値を実現するための学問研究の課題と両義性を理解する
- ②自分の専攻分野の課題と社会における価値を理解する
- ③研究する分野の基本的倫理を理解し、指導のもとで自分の研究を通じて実践する

【レベル3】

大学院後期課程学生「指導のもとでの自立的に責任ある研究の実践」

- ①研究する分野の基本的倫理を理解する
- ②責任ある研究と研究不正の定義について理解し、実践できる
- ③研究活動において発生するさまざまな研究倫理の課題に気が付き、助言の下で解決に努力する

【レベル4】

ポストドクトラル・新任教員「自立的に責任ある研究の実践」

- ①研究する分野の倫理の全体構造を理解し、自分の研究を通じて実践する
- ②研究活動において発生するさまざまな研究倫理の課題を自立的に解決する

【レベル5】

研究指導担当教員「研究指導及び共同研究で責任ある研究の実施を指導」

- ①学生指導において責任ある研究と学習が行えるよう指導することができる
- ②共同研究において責任ある研究が実施できるよう役割を果たすことができる
- ③分野の研究倫理に関する最新の知識を有すること

【レベル6】

研究公正アドバイザー「他の研究者に対し助言を与え、責任ある研究活動を先導的に推進」

- ①専門分野における倫理を理解し、様々な事例を把握し、他者に助言を与えることができる

3.1 教育助言

教材については、(p.16)にある文献や科学技術振興機構「研究公正ポータル」
[7]にある「防止対策」が参考になります。

また、研究倫理の課題に加えて、科学の健全な発展を脅かすおそれのある様々な課題、例えば、科学研究の両義性、利益相反、責務相反、研究費不正使用、研究のオープン化・国際化の進展とそれに伴うリスクなどに関する教育も求められています。

4. 相談を受ける

アドバイザーが行う助言は、研究指導教員とは違った視点で、学生を成長させるものであることが期待されます。また、若手研究者・学生の相談に応じる時には、生活や進路の悩みにも触れることもあります。

研究公正に関する相談は、状況に応じた対応が求められるため、実際には、本ハンドブックを参考として、関連他部局のアドバイザーや各種相談窓口担当などの関係者間で、具体的事案を想定し準備をしておくことが推奨されます。

アドバイザーは「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」[8]等、研究公正に関するガイドラインや規程を参照しておく必要があります。なお様々なガイドライン等の最新版は東北大学公正な研究活動のホームページ [3]に掲載されています。

ここでは、研究不正に関する相談があった場合の対応ポイントを示します。

4.1 相談にあたっての基本的な8つの心構え

1. 守秘義務
2. プライバシーの保護
3. 相談者との信頼関係
4. 相談者の苦悩や気持ちへの共感
5. 相談者の意向を尊重する姿勢
6. 相談者を責めない・二重に傷つけない（二次加害の注意）
7. アドバイザーは、警察官・裁判官ではない
8. 関係者および関係組織との連携

1. 守秘義務

相談に関する内容は、相談者の了解がない限りは、原則的に関係者も含めて他者に伝えてはいけません。守秘義務を守ることを相談者には最初に伝えます。

2. プライバシーの保護

相談者及び相談にかかわる人々のプライバシーや名誉、その他の人権を尊重する意識を持って関わりましょう。

3. 相談者との信頼関係

相談者との信頼関係を作るために、真摯に、且つ、じっくりと聴く姿勢で臨みましょう。詳細や事実確認の質問を急ぐ必要はありません。

4. 相談者の苦悩や気持ちへの共感

相談者は、精神的に追いつめられた状態や心理的に傷ついた状態（怒り・悲しみ・屈辱感・悔しさ・自責・無力感など）で相談に来ることもあります。相談者が「必死の思い」で相談に来ているかもしれないことを念頭に置き、相談者の気持ちに共感的に関わりましょう。相談者が特に精神的に追いつめられている場合は、相談者が適切な判断を行うためにも、学生相談室等と協力し、まずは精神面のサポートをしましょう。その一方で、状況把握等では、冷静、且つ、客観的な対応が必要となります。

5. 相談者の意向を尊重する姿勢

たとえ解決のために必要なことだとアドバイザーが考えても、それを押し付けることはせず、常に相談者の意思・意向を尊重しながら相談を進めましょう。

6. 相談者を責めない・二重に傷つけない（二次加害の注意）

アドバイザーの対応の仕方によっては、相談者をいっそう傷つけてしまうこ

とがあります。このため、話を聴く際の態度や「あなた側にも問題がないとはいえない」というような発言によって、相談者を責めたり傷つけたりすることがないように、特段の注意を払うことが必要となります。

7. アドバイザーは、警察官・裁判官ではない

アドバイザーは、正しい情報に基づいた相談者の行動を支援するという姿勢で対応しましょう。具体的には、相談者の持っている情報や相談内容を冷静に再整理して提示し、その上で不足していたり、誤解したりしている情報（例：公正な研究に関する事例やガイドライン、学内関連組織）を提供します。その上で、相談者がとり得る様々な行動の選択肢を提示したり、本人の意思および何らかの行動を行う／行わない場合の将来や周囲への影響を話し合ったりすることで、相談者が適切に判断や行動をできるようにします。

アドバイザーは、相談者の訴えが研究不正にあたるかどうかの判断はしません。また、アドバイザー自らが研究不正の疑われる人に接触するなどの調査や処分に関わるようなことも役割を逸脱したものととなります。

一方、ハラスメントなどが疑われる場合には、他の窓口に連絡を取る等の対応も行います。

8. 関係者および関係組織との連携

アドバイザー自らが個別相談に対する解決行動をとる必要はありません。しかし、複数の懸念される相談（例：特定の研究室での不適切なオーサーシップの慣行）が寄せられるなど、部局としての支援や介入が必要とアドバイザーが判断した場合は、研究不正の予防として、研究倫理推進責任者や各種ハラスメント窓口に報告するなど、各部局での組織的な研究倫理教育・責任ある研究活動の推進を主導することも求められます。

4.2 相談の流れ

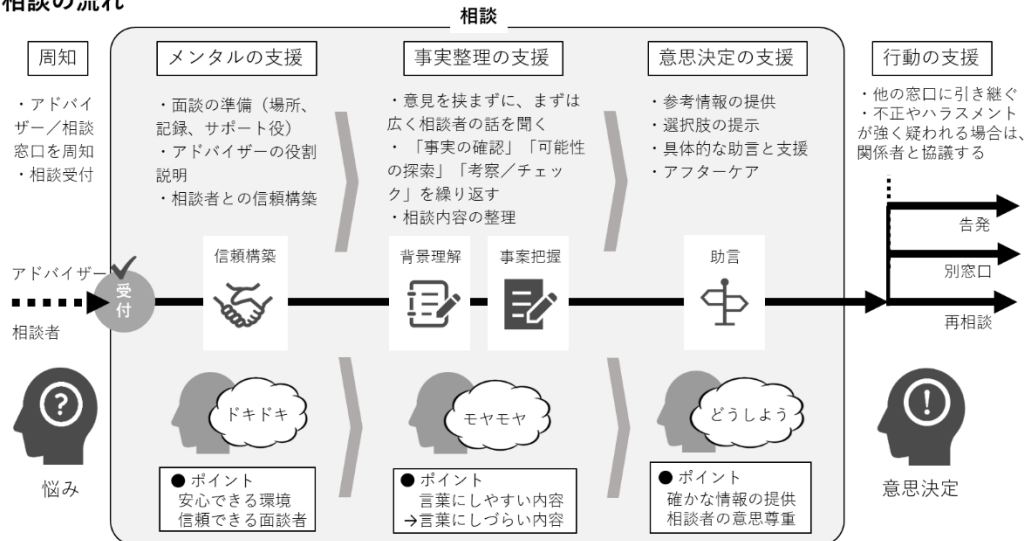
相談の大まかな流れは8ページの図のようになります。その過程（事実整理、背景理解と事案把握）では、以下のようなポイントに留意しましょう。

- 相談者の意向を尊重しながら、じっくりと話を聴く中で事実を確認していきます。信頼関係ができたなら、質問をしたり、記録を確認したりしながら、事実を整理していきます。相談者が誤解していたりする場合、丁寧に事実を整理することで、おのずと解決していくことも考えられます。
- アドバイザーに寄せられる相談は、様々な要因が絡み合っています。極端な場合、中傷目的で虚偽の告発をしようとしているかもしれません。何が

起きているのかについて、研究不正に限らず様々な可能性を考えておきましょう。

- 相談者は情報提供者の一人でしかありません。そのため、嘘や誤解、忘却によって情報がゆがめられている可能性もあり、相談者の言い分だけで判断することも危険です。自分の考えている可能性と、得られた事実に関する情報について、チェックをする必要があります。一方で、今後起きうることを想像し、緊急性や放置した際のリスクなども考慮します。
- 総合的に判断し、考えられる可能性とそれが事実だった場合にとり得る対処方法や予想される展開のシナリオを提示します。もし情報が足りなかったり、情報に不整合な部分があったりする場合は、記録を取ることを助言しても良いでしょう。相談者本人が情報や事実関係を整理し、客観的な立場から経緯を把握することにより、相談は円滑になります。もし不正行為が起きていた場合には、それを裏付ける証拠となります。
- 心身の健康に問題がある場合や、ハラスメントが生じている場合は、より適切な相談窓口に連絡し、引き継ぐなどの支援をします。

相談の流れ



4.2.1 （相談前）受付・準備

- 相談者は、電話、メール、手紙による他、直接研究室や事務室を訪れてアクセスしてくることが考えられます。相談者が匿名を希望する場合は、匿名のまま受け付けます。ただし電話やメールでアクセスがあった場合も、基本的には、直接会って相談を受けます。相談者と調整して、相談日時・相談場所を決めます。

- あらかじめ相談者の同意のうえで、複数のサポート教職員が同席しても良いです。サポートで入る教職員は、必ずしもアドバイザーでなくても構いません。
- 相談前後の打ち合わせ等も含め、2 時間程度を確保します。そのうち実際の相談時間として、1 時間程度は必要です。時間が短すぎると相手の話や気持ちを十分に聴けず、質問攻めになり、相談者が尋問されている気分になる恐れがあります。特に初回は、相談者の話を十分に聞く姿勢で臨み、途中で話をさえぎるような質問はやめましょう。
- 他の教職員にサポートを依頼する際には、守秘義務など、相談にあたっての心構えをあらかじめ確認しておきます。
- 相談者が他の部局に属する場合でも、相談者を尊重し、相談を受け付けます。状況を見ながら、相談者の所属する部局のアドバイザーを紹介するなどの対応をしましょう。
- 相談場所として、アドバイザーとサポート教職員以外には見聞きされない場所を確保しましょう。
- 相談窓口での相談記録のように、公的な記録を残す必要はありません。ただし、継続的な相談のために、メモをとる準備をしておきましょう。
- 相談内容により、規程・ガイドライン等の資料が必要になる場合は用意しておきます。

4.2.2 (相談) 信頼構築

- 最初に自己紹介をするなど、落ち着いて話ができる雰囲気をつくります。
- 相談した内容は、秘密が厳守され、プライバシーは絶対に守られることを約束します。ただし、相談内容によっては、特定の教職員（部局長や部局相談窓口）に、相談者の同意の上で、情報を伝えることに了承を得ます。なお、その情報を伝えられる教職員が、相談内容に関係する場合には、個別に判断してください。
- アドバイザーの役割を伝えます。アドバイザーが研究不正に関係する事実経過を尋ねる目的は、相談者の適切な判断を支援するためであり、研究不正の事実認定を下すためではありません。相談者がアドバイザーに研究不正の判断を求めてくる場合も、その判断をアドバイザーは下すことはできず、調査の手続きを経た上で、調査委員会が下すことになることを説明します。
- 相談者が自身の名前や具体的な状況を明らかにすることに抵抗がある場合には、無理に聞き出す必要はありません。具体的な状況が分からないと

適切な助言ができない可能性があることを伝えた上で、話を聞きます。不正行為が生じている可能性が高いなど、話の展開によっては、個人が特定できる内容や状況が特定できる内容を聞かせてもらうように打診します。なお、アドバイザーに対する相談は匿名でも受け付けますが、問題解決を行うことになった場合に、匿名での解決が可能かどうかは検討が必要であることを説明します。

- 相談者の抱える不安や恐れへの想像力を働かせつつ、じっくり聴きます。常に相談者の話を聴く姿勢を貫き、信頼関係を作ります。

ことばがけの例

- ・「よく眠れていますか。食事はとれていますか」
- ・「それは心配だね。いっしょに良い解決の方向を考えよう」
- ・「相談してくれたことは、あなたの了解なしには誰にも言わないから、安心して本音を話してください」

4.2.3 (相談) 背景理解

- 最初から、事案の詳細を尋ねることをせず、答えやすい質問から始めましょう。例えば、研究室に関しては、教員や院生の様子・人間関係、研究室の指導方針や慣例、研究相談や報告の方法などを聞いてみましょう。また相談者に関しては、例えば、研究室配属や研究テーマ決定までの経緯、研究室や研究テーマを選んだ理由などを聞いてみましょう。
- 背景理解を進めることで、様々なハラスメントの存在や、相談者の精神状態、相談の対象者に対する感情などを知ることができます。

ことばがけの例

- ・「相談の背景を理解したいから、まず、あなたの研究室と、あなたのことを教えてください」
- ・「東北大学の大学院に進学したのはいつ？学部から？他大学から？」
- ・「あなたが研究テーマを決めるときは、どのように行われましたか？」

4.2.4 (相談) 事案把握

- 相談者と相談の対象者（匿名でも良い）との関係、相談者が懸念する行為の内容や経緯とその影響等を、相談者が明かす場合は、具体的に、正確な状況の理解に努めます。相談者は、自分の訴えを聴いてもらえることで、気持ちが落ち着くことがあります。
- 相談者は心理的に追い込まれており、記憶が曖昧になっていたり、話の内容が未整理で、誇張、矛盾を含む可能性があります。意識してゆっくりと具体的に話を聴いていき、話の内容を再度確認して、気持ちや考えの明確化を手伝うようにします。
- 相談者が明かせる範囲で話の流れに従いつつ、相談者の心身状態、修学、

教育活動、研究活動、大学運営、キャリアなどに関する状況及びそのストレスの程度、緊急性、相談者に対する周囲のサポートなどを把握します。

- （研究不正相談の場合）不正行為だと相談者が考えている内容、不正の疑いのある人物との関係を把握します。

ことばがけの例

- ・「いつ、どのようなことで不正の疑いを持ちましたか」
- ・「どのような点が、ハラスメントにあたると考えていますか」
- ・「この件を、研究室の誰かに相談しましたか？その時の反応はどうでしたか？」

4.2.5 （相談）助言

- 最初に、相談は継続的に行えることを伝えます。相談の過程で、経過観察、（ハラスメントの場合など）他の相談窓口の紹介、全体的な研究環境の改善など、様々な選択肢があることを伝えます。今後考えられることを示し、そこから生じるメリット・デメリットを説明します。希望がある場合には、適切な相談窓口に連絡をするなど、つなぎ役も務めましょう。その上で、今後、どうしたいのかを尋ねます。意思が不明確な場合は、その場で明確にさせる必要はなく、相談を継続します。
- 相談者から研究不正に対して判断を求められた場合には、判断をする役割ではないことを伝え、予断を与えないようにします。不正と認定された事例や不正と判断する基準などを伝え、それに合致する点と合致しない点を整理した上で次のステップへの判断を促します。（例「相手の側にも言い分があるだろうし、あなたが誤解している可能性がないとは言えません。私の意見とは違った見方があるかもしれません。」）
- 告発を希望する場合、告発後の流れの概略について、「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」[8]を説明し、告発窓口または、相談窓口（部局窓口で相談しにくい場合、全学の相談窓口）があることを伝えます。時間をおくと気持ちが変わる可能性もあるので、時間的余裕がある場合には、日を改めて告発の意思確認を行います。一方で、悪意のある告発は処分もありうることを説明します。
- 相談者が告発を希望しない場合でも、アドバイザーが公正な研究活動推進担当組織との相談が必要と判断する場合には、相談者の同意の上で、改めて相談内容の確認・精査を行う可能性があることを伝えます。
- 睡眠や食事の乱れなどがあつたり、相談者が憔悴しており、主張にも影響していると思われたりする場合には、学生相談・特別支援センターや職員相談室、保健管理センターに行くことを勧めます（相談窓口一覧（p.15）を参照）。緊急を要する場合は、担当部署に連絡をとった上で、相談者に同行

します。

- ハラスメントが疑われる場合は、ハラスメント相談窓口に行くことを勧めます。一人で相談窓口に行けないような場合は同行します。

ことばがけの例

- ・「今までの経緯を客観的に時系列で一緒に整理してみましょう。あなたの考えの整理にもなります」
- ・「誰に何をしたいか整理して、次回相談しましょう」
- ・「一番大事なことは何ですか？その達成のために、今後どうしていきたいですか」

4.2.6 （相談後）サポート

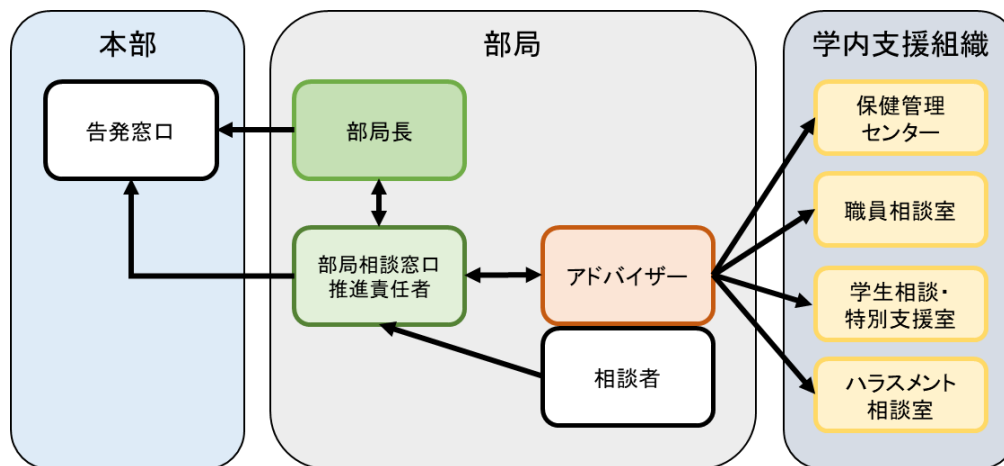
- 相談者が希望する場合は、相談を継続します。
- アドバイザーは、相談内容の公式な記録を残す必要はありませんが、継続的な相談のためにメモ（日時、場所、連絡先、相談内容など）を適宜行います。
- 相談者が告発を行った場合、告発窓口が主に対応しますが、必要に応じて相談者をサポートします。

参考資料

- [1] 東北大学における公正な研究推進のための若手研究者支援実施指針（平成 28 年 3 月 29 日、統括研究倫理責任者裁定）
- [2] 研究倫理に関するキャリア・ステージ別学習参照基準
- [3] 東北大学公正な研究活動のホームページ
- [4] 科学の健全な発展のために（一誠実な科学者の心得）
- [5] 高度教養教育・学生支援機構の「PD ブックレット vol.10」
- [6] 東北大学研究活動における不正行為への対応
- [7] 科学技術振興機構「研究公正ポータル」
- [8] 研究活動における不正行為への対応ガイドライン
- [9] 国立大学法人東北大学における公正な研究活動の推進に関する規程

参考：東北大学の相談体制の概要・相談室一覧

東北大学の各部局に「研究倫理推進責任者（以下、推進責任者）」や「部局相談窓口」があります。こうした関係者との連携は不可欠ですので、連携を図示します。



	アドバイザー	部局相談窓口	推進責任者	部局長
担当者	部局が推薦した者	部局の長が指名する者	副部局長等	部局長
役割	主導、助言	告発に関する相談	マネジメント	部局内の最高責任者

○部局研究倫理推進責任者

研究倫理推進責任者は、当該部局の副部局長等をもって充てることになっています（「国立大学法人東北大学における公正な研究活動の推進に関する規程」〔9〕第19条）。主として部局運営の立場から、データ保存指針にもとづく保存の推進やチェック、共同研究等実施指針に基づく「研究成果発表確認シート」の提出実施を進めるなど、「マネジメント」の役割に重点が置かれています。

○部局相談窓口

部局相談窓口は、部局責任者によって、当該部局の学生や研究者からの研究倫理に関する相談等に対応させるために置かれるものです。相談窓口には担当者が置かれ、当該部局に属する職員のうちから当該部局の長が指名する者をもって充てることになっています（「国立大学法人東北大学における公正な研究活動の推進に関する規程」〔9〕第20条）。

相談窓口は、「告発の意思を明示しない相談及び特定不正行為が行われようとしている、あるいは特定不正行為を行うことを求められているという相談に

については、原則として、(略) 部局に設置された相談窓口で受け付ける」(「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」[8] 6-⑧) と位置づけられています。そして「当該相談を受け付けた相談窓口は、その内容を速やかに当該部局長に報告し、当該部局長は、相談窓口及び公正な研究活動推進担当組織と協議の上、その内容を確認・精査するものとする。」とあるように、研究倫理の遵守の立場から、ただちに告発に相当するか否かを判断する役割に重点が置かれています。

部局相談窓口は、部局長が所掌しており、部局相談窓口への相談は公的な扱い、つまり、告発に相当するか否かを判断するプロセスに入ります。それに対し、アドバイザーに対する相談では、必ずしも公的な扱いをするわけではなく、また告発に相当するか否かの判断はせずに、相談者自身が、自分にとって良い方向を総合的に考えることを支援します。

相談窓口一覧

相談窓口一覧			
学生生活・修学等に関する相談			
学生相談・特別支援センター 〒980-8576 仙台市青葉区川内41	学生相談所	022-795-7833	http://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/
	特別支援室	022-795-7696	
職員相談			
職員相談室 〒980-8577 仙台市青葉区片平2-1-1 片平キャンパス戦略本部棟2 1階	電話	022-217-4967	http://www.bureau.tohoku.ac.jp/jinji/open/sodan/index.htm
	メール	soudan@grp.tohoku.ac.jp	
健康相談			
保健管理センター 〒980-8576 仙台市青葉区川内41	事務室	022-795-7836	http://www.health.ihe.tohoku.ac.jp/
	診断室	022-795-7829	
ハラスメント相談			
(学生向) ハラスメント全学相談窓口 〒980-8576 仙台市青葉区川内41 東北大学学生相談・特別支援センター 気付	学内窓口	022-795-7812	https://c.bureau.tohoku.ac.jp/homucomp/harassment/madoguchi-gakunai/
	学外窓口	0120-7830-59	
(職員向) 〒980-8577 仙台市青葉区片平2-1-1 片平キャンパス戦略本部棟2 1階	学内窓口	022-217-4967	
	学外窓口	0120-7830-59	
	メール	soudan@grp.tohoku.ac.jp	
キャンパス毎の相談窓口は、上記学内専用ページに記載されております。			
研究費の適正な運営及び管理について			
研究推進部 研究コンプライアンス推進室	問い合わせ先	022-217-6184	https://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/grant/
	通報窓口 (全学)	tsuuhou-grant@grp.tohoku.ac.jp	
部局毎の相談窓口は、上記学内専用ページに記載されております。			
研究活動における不正行為への対応			
研究推進部 研究コンプライアンス推進室	問い合わせ先	022-217-6184	https://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/fuseibousi.htm
	通報窓口 (全学)	vpr@grp.tohoku.ac.jp	
部局毎の相談窓口は、上記学内専用ページに記載されております。			

各部局の公正な研究活動推進・相談窓口担当者については、東北大学公正な研究活動のホームページ [3] をご覧ください。

推薦図書・情報

推薦図書		
日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編 『科学の健全な発展のために——誠実な科学者の心得』 (丸善出版、2015 年)	日本における標準的な研究公正に関する考え方がまとめられています。Web 版、英語版も存在します。	
ニコラス・H・ステネック著(山崎茂明訳) 『ORI 研究倫理入門——責任ある研究者になるために』 (丸善出版、2005 年)	アメリカ研究公正局(ORI)のコンサルタントであるステネック教授による入門書。幅広いテーマがわかりやすく解説されています。原著 2003 年版の翻訳。	
山崎茂明著 『科学者の発表倫理——不正のない論文発表を考える』 (丸善出版、2013 年)	長年研究公正の研究に取り組んできたわが国の第一人者による発表倫理に関する解説書。同じ著者による『科学論文のミスコンダクト』『科学者の不正行為』などの書籍もお勧めです。	
札野順編著 『新しい時代の技術者倫理』 (放送大学教育振興会、2015 年)	工学系の研究倫理に関するテキスト。「志向倫理」の考え方を学びたい人には分野を問わずお勧めします。	
神里彩子・武藤香織編 『医学・生命科学の研究倫理ハンドブック』 (東京大学出版会、2015 年)	生命科学・医学系の研究倫理に関するテキスト。人を対象とする研究を行う場合には参考になります。	
眞嶋俊造・奥田太郎・河野哲也編著 『人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック』 (慶應義塾出版会、2015 年)	日本では珍しい人文・社会科学系の研究倫理に関するテキスト。	
標葉隆馬著 『責任ある科学技術ガバナンス』 (ナカニシヤ出版、2020 年)	より広い視点から科学技術と社会の関係を考える際に参考になる考え方が整理されています。	
web 教材		
一般財団法人公正研究推進協会： e-APRIN	https://www.aprin.or.jp/	前 CITI-Japan 本学でも契約し、大学として受講を進めているプログラム。
JST(科学技術振興機構)の The Lab	https://lab.jst.go.jp/index.html	ロールプレイで研究不正発生のケースを学べます。
日本学術振興会『科学の健全な発展のために— 誠実な科学者の心得—』 eL CoRE(研究倫理 e ラーニング)	https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx	日本学術振興会が作成した e-ラーニング教材。
お勧めサイト		
JST(科学技術振興機構) 「研究公正ポータルサイト」	https://www.jst.go.jp/kousei_p/	全国的な研究倫理教育イベント情報や教材も得られます。
AMED(日本医療研究開発機構)	https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/index.html	研究公正高度化モデル開発支援事業の取り組み、各種にセミナー等が開講されています。

面談時チェックシート

このシートは、面談時に実行すべき項目や伝えるべき項目を列挙したもので、何を伝えたのか、何を伝えていないのかを明確に把握することを目的としたものです。面談時には、相談者に話してもらうことを優先し、このシートの内容にとらわれる必要はありません。

相談前の準備

- ☐ 相談にあたっての基本的な心構えを確認する。
- ☐ 研究公正アドバイザーの役割を理解する。
- ☐ （必要な場合）サポートをする教職員を確保する。
- ☐ 安心して相談できる場所を確保する。
- ☐ 面談時間として2時間程度（面談1時間、前後作業1時間）を確保する。
- ☐ 規程・ガイドラインを用意する。

相談時に伝えること

- ☐ アドバイザーが聴取した内容は、秘密が厳守され、プライバシーは絶対に守られること。
- ☐ 自己紹介。相談を受け付ける立場、研究公正アドバイザーの役割

相談前／相談時に把握すべきこと

- ☐ 相談者の氏名（ただし、匿名希望の場合は、匿名での解決の可能性を検討し、困難な場合は、情報が共有される範囲を明示し、了承を得るように努める）
- ☐ 相談に来るに至った事情の把握。面談時の様子を見ながら、具体的に尋ねる。
 - 相談者の気持ち、意向(特に告発)、心身状態、他の支援、状況、緊急性
 - 相談の対象者・関係者の氏名と属性(匿名も可)、相談者との関係、影響
 - 相談内容(いつ、どこで、何を懸念しているか)、相談に至った経緯
- ☐ （必要な場合）次回の日程を調整する。

初版 平成30年3月30日 発行
第2版 令和3年8月31日
東北大学 研究倫理教育教材レベル6 向け
研究公正アドバイザーハンドブック
発行者 公正な研究活動推進室
